

会則（第2次案）新旧対照表（2019年4月9日版）

新	旧
第1章 総則	第1章 総則
第1条 本会は大阪府立住吉中学校同窓会を継承し、昭和23年10月以後大阪府立住吉高等学校同窓会と称す。	第1条 本会は大阪府立住吉中学校同窓会を継承し、昭和23年10月以後大阪府立住吉高等学校同窓会と称す。
第2条 本会は会員相互の絆を強くし、母校のたゆまぬ発展に寄与するよう教育事業を支援することを目的とし、もって社会に貢献する。	第2条 本会は会員相互の友誼をあつくし、母校との連絡を図り、且つ母校教育事業を後援する事を目的とする。
第3条 本会は本部を大阪市阿倍野区相生通1丁目15-1 北畠会館内に置く。	第3条 本会は本部を大阪市阿倍野区相生通1丁目15-1に置く。
<p>第4条 本会は第2条の目的を達するため次の事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 本会および会員の活動に関する情報の収集および発信 2) 会員情報の管理 3) 会員間の交流活動の支援および交流行事の開催 4) 北畠会館の管理・活用 5) 母校・在校生との連携および支援 6) その他第2条の目的の実行に必要な事業 	<p>第4条 本会は目的を達するため次の事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会報・会員名簿の発行 2. 会員総会（住中・住高同窓懇談会）の開催 3. その他必要な事業
<p>第5条 会員の多数在住する地域には支部を置くことができる。支部設置および認定、運営に関する詳細は細則で定める。</p> <p>2 会員は、一部の会員で構成する任意の組織を設置することができる。任意組織の設置および認定、運営に関する詳細は細則で定める。</p>	第5条 本会会員の多数在住する地方には支部を置くことができる。

<p>第2章 会員</p>	<p>第2章 会員</p>
<p>第6条 本会は特別会員と普通会員で構成する。</p> <p>1) 特別会員 大阪府立住吉中学校、大阪府立住吉高等学校の現旧教職員</p> <p>2) 普通会員</p> <p>イ) 大阪府立住吉中学校、併設住吉新制中学校、大阪府立住吉高等学校卒業生</p> <p>ロ) 大阪府立住吉中学校4年修了進学者</p> <p>ハ) 中途退学者および中途転出者で、細則で定めた入会手続きを完了し、常任幹事会で承認を得た者</p>	<p>第6条 本会会員を分け次の2種とする。</p> <p>1. 特別会員 大阪府立住吉中学校、大阪府立住吉高等学校の現旧職員</p> <p>2. 普通会員</p> <p>イ 大阪府立住吉中学校、併設住吉新制中学校、大阪府立住吉高等学校卒業生</p> <p>ロ 大阪府立住吉中学校4年修了進学者</p> <p>ハ 中途退学者で特に希望により常任幹事の許可を得たものただし、入会手続等は細則に定める。</p>
<p>第7条 会員は住所、職業その他に変更があった場合はその都度これを本部に届けなければならない。</p> <p>2 会員は第26条第2項に定める会費を支払うものとする。ただし、特別会員はその限りでない。</p>	<p>第7条 本会会員は住所、職業その他異動があった場合はその都度これを本部に届けなければならない。</p>
<p>第8条 本会および会員の体面を汚し、名誉を傷つけたものは、役員会で内容を精査し、その結果により幹事総会の承認を経て除名する。</p>	<p>第8条 会員の体面を汚し、名誉を傷つけたものは幹事総会の承認を経て除名する。</p>
<p>第3章 役員</p>	<p>第3章 役員</p>
<p>第9条 本会に次の役員を置く。</p> <p>1) 会長 1名</p> <p>2) 副会長 2名</p>	<p>第9条 本会に次の役員を置く。ただし、選出方法は細則に定める。</p> <p>名誉会長 現学校長を推す</p> <p>会長 1名 普通会員中より選出する。</p>

<p>3) 書記 2名</p> <p>4) 会計 1名</p> <p>5) 監事 2名</p> <p>2 役員は普通会員より選出する。</p> <p>3 役員選出は2年ごとに幹事総会で行う。</p>	<p>副会長 若干名 同上</p> <p>書記 若干名 同上</p> <p>会計 1名 同上</p> <p>監事 2名 同上</p>
<p>第10条 監事を除く役員の任期は2年間とし、就任後の次回の役員選出を行う幹事総会終了までとする。ただし、重任は妨げない。</p> <p>2 監事の任期は4年間とし、就任後2回目の役員選出を行う幹事総会終了までとする。重任は許されず、原則として役員選出の幹事総会で1名を改選する。</p> <p>3 役員に欠員が生じたときは、常任幹事会の議を経てこれを補充し、次回の幹事総会で報告する。ただし任期はいずれも前任者の残任期間とする。</p> <p>4 特別な事業の実施等に際して、常任幹事会の議を経て、担当副会長および担当書記（以下、特任副会長ないし特任書記という）を若干名選任することができる。ただし、特別な事業の終了をもって退任する。</p>	<p>第10条 役員の任期は就任後2年内の最終の会計年度に関する幹事総会終了までとする。ただし、重任を妨げない。</p>
<p>第11条 役員の職務は次のとおりとする。</p> <p>1) 会長は会務を総理すること</p> <p>2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行すること</p>	<p>第11条 役員の職務は次の通りである。</p> <p>1. 会長は会務を総理する。</p> <p>2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。</p>

<p>3) 書記は会合および会の活動状況を記録すること</p> <p>4) 会計は本会の財政を掌ること</p> <p>5) 監事は会計および会務執行状況の監査を行い、その結果を常任幹事会および幹事総会に報告すること</p>	<p>3. 書記は会務を処理すると共に会合並びに会の活動状況を記録する。</p> <p>4. 会計は本会の財政を掌る。</p> <p>5. 監事は会計及び会務の監査を行い、その結果を幹事総会に報告する。</p> <p>6. 役員に欠員を生じたときは常任幹事会の議をへてこれを補充する。ただし任期はいずれも前任者の残任期間とする。</p>
<p>第12条 本会に役員会を置き、役員で構成する。ただし、特任副会長および特任書記はこの限りでない。</p> <p>2 役員会は会長が招集し、事業計画、予算、決算その他重要な事項を審議する。</p> <p>3 役員会は、会長が指名する委員長および副委員長を承認する。</p> <p>4 役員会は構成員の過半数の出席をもって成立し、意見の集約は出席者の過半数をもって行う。</p> <p>5 議長は会長または会長が指名する役員が務める。</p> <p>6 会長は、必要に応じて第18条第5項で定める委員長または副委員長の出席を求めることができる。</p> <p>7 役員会の運営については細則に定める。</p>	<p>第12条 役員会は本会の予算、決算その他重要な事項を審議する。</p> <p>1. 役員会は会長が招集をし、議事を運営するものとし、以下のメンバーで構成する。 役員(会長、副会長、書記、会計、監事)が主メンバーで、議案により会長の判断で常任幹事の各委員長を加えることが出来る。</p> <p>2. 議決は出席役員の過半数の同意をもって決する。</p>
<p>第4章 幹事・校内幹事</p>	<p>第4章 幹事</p>
<p>第13条 本会に幹事および若干名の校内幹事を置く。</p>	<p>第13条 本会に次の幹事を置く。</p>

<p>2 幹事は、各期代表幹事（以下、1号幹事という）、第5条で定めた組織の代表幹事（以下、2号幹事という）、1号幹事および2号幹事ならびに役員から推薦された普通会員で常任幹事会において承認された者（以下、3号幹事という）が就任する。</p> <p>3 幹事の任期は役員選出を行う幹事総会の終了までとする。ただし、重任は妨げない。</p> <p>4 校内幹事は普通会員である母校の現教職員（校長、教頭を除く）が就任する。</p> <p>5 第4項で定める校内幹事が少数の場合は、校長の推薦を受け常任幹事会において承認された者が校内幹事に就任することができる。</p> <p>6 校内幹事が異動や退職、休職等で現職を離れた場合は、その時点で退任する。</p> <p>7 幹事・校内幹事が役員に就任した場合は、その時点で退任する。</p>	<p>1. 幹事 各期会の世話人と登録団体などからの推薦 幹事の選出ガイドラインに基づき幹事総会において選出するものとする。 各期同窓会や登録団体の世話人が兼務するのが良い。また幹事不在と認められる期、及び常任幹事会で必要と認められる場合については常任幹事会で指名することができる。</p> <p>2. 校内幹事 若干名 母校教職員中より選出する。</p> <p>3. 常任幹事 若干名 幹事・校内幹事の中から会長がこれを委嘱する。 任期は就任後2年内の最終の会計年度に関する幹事総会終了までとする。ただし、重任を妨げない。</p> <p>4. 幹事の選出ガイドラインは細則に定める。</p>
<p>第14条 幹事および校内幹事は次の職務を行う。</p> <p>1) 幹事総会における議決権の行使</p> <p>2) 各期同窓会や第5条で定めた組織からの意見集約および本会との連絡と調整（1号幹事および2号幹事）</p> <p>3) 母校からの意見集約および本会との連絡と調整（校内幹事）</p>	<p>第14条 幹事は次の職務を行う。</p> <p>1. 幹事は各期同窓会や所属登録団体の会務を処理する。</p> <p>2. 校内幹事は母校と本会、本会の各委員会の連絡に当たり、記録を保管する。</p> <p>3. 常任幹事は本会の企画運営にあたる。</p>
<p>第5章 名誉会長、特別顧問、顧問、相談役、参与</p>	<p>第5章 顧問・相談役</p>
<p>第15条 本会に名誉会長、特別顧問、顧問、相談役、参与を置くことが</p>	<p>第15条 本会に顧問・相談役若干名を置く</p>

<p>できる。</p> <p>2 名誉会長は、母校の現校長が就任する。</p> <p>3 特別顧問は、会長が常任幹事会の議を経て推薦し、本人の承諾により就任する。</p> <p>4 顧問は、会長を務めた者または普通会員で名誉会長を務めた者が、本人の承諾により就任する。</p> <p>5 相談役は、名誉会長を務めた者が、本人の承諾により就任する。</p> <p>6 参与は、複数の役職を務めた役員等で本会活動における功労者を会長が推薦し、常任幹事会の承認と本人の承諾を得て就任する。</p>	<p>1. 顧問は常任幹事会の議をへて会員中より推薦する。</p> <p>2. 相談役は元名誉会長を推す。</p>
---	---

<p>第6章 常任幹事</p>	<p>第6章 常任幹事会</p>
<p>第16条 本会に常任幹事を置く。</p> <p>2 常任幹事は、第18条第5項で委嘱された委員長および副委員長が就任する。</p> <p>3 校内幹事の中から互選により選出された校内幹事長は常任幹事に就任する。</p> <p>4 常任幹事の任期は役員選出を行う幹事総会の終了までとする。ただし、重任は妨げない。</p> <p>5 委員長、副委員長、校内幹事長を辞任した場合は、常任幹事を外れる。後任の委員長、副委員長、校内幹事長は常任幹事に就任し、その任期は前任者の任期を引き継ぐ。</p>	<p>第16条 本会の企画運営のため常任幹事会を置く。</p> <p>1. 常任幹事会は役員・常任幹事をもって構成する。</p> <p>2. 常任幹事会は会長が召集し、議事を運営する。</p> <p>3. 常任幹事会の決議は出席者の過半数の同意をもって決する。</p> <p>4. 常任幹事会は会務を処理し之を執行するために次の委員会を構成する。</p> <p>イ 総務委員会 会務全般を総務する。(会則・幹事総会・組織・事務局・住高 支援等)</p> <p>ロ 交流委員会 会員総会(住中・住高同窓懇談会)の設営と運営を行い、同期会・クラブOBOG会等の支援事業を行う。</p>

	<p>ハ 広報委員会 本会事業や会員の活動状況等を会員に有効に知らせるに必要な広報対策を企画実行する。</p> <p>ニ 名簿委員会 名簿の完備（メンテナンスも含む）と、その発行の事業企画をする。</p> <p>ホ 財務委員会 本会会計事務を補佐しながら、財政運営上の改善企画や、問題提起を行う。（財産管理・収入確保・予算作成等）</p> <p>ヘ 文化委員会 北畠会館利用活性化と同窓会室及び資料の管理運営を行う。</p> <p>5. 各委員会には、委員長1名、副委員長若干名を置く。</p> <p>6. 常任幹事会の招集、成立などは細則に定める。</p>
<p>第17条 役員・常任幹事をもって常任幹事会を構成する。</p> <p>2 常任幹事会は会長が招集し、役員会や委員会から提案される事業の企画・運営や本会活動にかかる議案を審議し承認する。</p> <p>3 常任幹事会は、構成員の過半数の出席をもって成立し、出席者の過半数の同意をもって議決する。</p> <p>4 常任幹事会の運営については細則に定める。</p>	
<p>第7章 委員</p>	<p>第7章 臨時委員会</p>
<p>第18条 本会に委員を置く。</p> <p>2 委員は、必要に応じて幹事から募集し、常任幹事会の議を経て</p>	

<p>会長が委嘱する。</p> <p>3 委員は、第19条で定めるいずれかの委員会に属する。</p> <p>4 委員会は、委員長1名、副委員長若干名、委員で構成する。</p> <p>5 委員長、副委員長は、会長が役員会の意見を聴いて指名し委嘱する。</p> <p>6 幹事を退任した場合は委員長、副委員長、委員の委嘱を解く。</p> <p>7 委員会の運営については細則で定める。</p>	
<p>第19条 第4条の事業の実施および会務を処理するために、交流委員会、広報委員会、名簿委員会、財務委員会、文化委員会、総務委員会を設置する。</p> <p>2 各委員会の主な業務は次項以降に定義するものとし、各委員会は事業の内容や実施時期等により業務の枠を越えて連携・協力するものとする。</p> <p>3 交流委員会は、住中・住高同窓懇談会の企画と運営および各期同窓会、クラブOBOG会、支部、任意組織等の会員交流活動の支援を行う。</p> <p>4 広報委員会は、本会事業や会員の活動状況等を会員に有効に知らせるために必要な広報事業を企画実行する。</p> <p>5 名簿委員会は、会員の名簿の管理（メンテナンスも含む）と会員への名簿情報の提供の事業を実施する。</p> <p>6 財務委員会は、会計を補佐し、財政運営上の改善や財産管理・</p>	<p>第17条 役員を選出その他特別な事項について必要があるときは、常任幹事会の議をへて臨時委員会を設けることができる。</p>

<p>収入確保・予算作成等を行う。</p> <p>7 文化委員会は、北畠会館の利用活性化と同窓会室および資料の管理運営等を行う。</p> <p>8 総務委員会は、会則管理、会議（幹事総会、常任幹事会、役員会）の運営、組織・事務局のマネジメント、母校支援および各委員会に属さない会務全般等を総務する。</p> <p>9 会長は常任幹事会の議を経て必要に応じて臨時の委員会を設置することができる。</p>	
<p>第20条 第9条第1項の役員を選出のために、指名委員会を組織する。</p> <p>2 指名委員の選出および指名委員会の活動については細則で定める。</p>	

<p>第8章 幹事総会</p>	<p>第8章 幹事総会</p>
<p>第21条 幹事総会は幹事および校内幹事が出席し、会計年度終了後6月末までに開催する。開催に関わる詳細は細則で定める。</p> <p>2 幹事総会は、以下の事項を審議し、承認する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 前年度の事業報告および決算、監査報告 2) 当年度の事業計画および予算 3) 改選期における役員および幹事を選出 4) その他常任幹事会で諮問が必要とされた事項 <p>3 必要に応じて臨時の幹事総会を開催することができる。</p>	<p>第18条 幹事総会（幹事で構成される）は会計年度終了後、6月末までに開催する。但し常任幹事会の議を経て之を変更し、又臨時幹事総会を開催することができる。</p> <p>第19条 幹事総会では予算・決算・事業報告、役員を選出その他必要ある事項を審議し、出席者（委任状を含む）の過半数の賛成により議決するものとする。なお、決議事項は広報誌及び会員総会（住中・住高同窓懇談会）にて報告する。</p>

<p>4 会議は、構成員の過半数の出席で成立し、出席者の過半数の賛成により、議案毎に議決するものとする。委任状は、議案ごとの議決権行使書を有効とする。</p>	
<p>第22条 幹事総会の決議内容は広報紙および同窓会 Web サイトで報告する。</p>	

<p>第9章 住中・住高同窓懇談会</p>	<p>第9章 会員総会（住中・住高同窓懇談会）</p>
<p>第23条 会員の懇親を目的とし、母校の良き伝統の継承、先輩後輩関係を築くために、住中・住高同窓懇談会を年1回以上開催する。</p>	<p>第20条 会員総会（住中・住高同窓懇談会）を年1回以上開催する。会員の懇親を目的とし、住中・住高の良き伝統の伝承、先輩後輩関係を築くために、日時を限定しないで企画自由度を高め、多数の参加を目指す。</p>

<p>第10章 特別事業</p>	
<p>第24条 通常の事業とは別に特定の目的の事業（以下、特別事業という）を実施することができる。</p> <p>2 特別事業を行うために、特別事業の運営に関わる細則を制定し、特別会計を組むことができる。</p> <p>3 細則および特別会計の設置は、常任幹事会の承認を得なければならない。</p> <p>4 特別事業の計画および報告、特別会計の予算と決算、監査報告は、常任幹事会および幹事総会で承認を受けなければならない。</p>	

第11章 会計	第10章 会計
<p>第25条 本会の会計年度は毎年4月に始まり、翌年3月に終わる。</p> <p>2 本会の会計は、年度始めに策定した予算に則って執行し、年度終了後に決算する。予算と決算は、常任幹事会および幹事総会で承認を受けなければならない。</p>	<p>第21条 本会の会計年度は毎年4月に始まり、翌年3月に終わる。</p>
<p>第26条 本会の収入は会費・寄付金・事業収入等をもってこれにあてる。</p> <p>2 会費は、普通会員が支払う個人入会費および個人年会費等とする。金額および支払方法については細則で定める。</p> <p>3 寄付金は、一般の寄付金と特定の目的を持って募集する寄付金とする。一般の寄付金は本会計の収入とし、特定の目的を持って募集する寄付金は特別な事業を行うためのものであり、特別会計の収入とする。</p> <p>4 既納の会費・寄付金は返還しない。</p>	<p>第22条 本会の経費は会費・寄付金等をもってこれにあてる。</p> <p>第23条 普通会員は会費を毎年納入するものとする。ただしその金額および納入方法は常任幹事会で決定し、幹事総会の承認を得るものとする。</p> <p>第24条 既納の会費・寄付金は返還しない。</p>
<p>第27条 本会の支出は、委員会が行う事業に関わる経費と会議および事務局の運営に必要な経費等とする。</p> <p>2 委員会が行う事業については、その事業の事業計画と収支予算、事業報告と収支決算は常任幹事会で承認を受けなければならない。</p> <p>3 会議および事務局の運営で必要な経費支出は、細則で定める。</p>	
<p>第28条 常任幹事会の承認により、必要な場合は本会計から特別会計への資金の移動を行うことができる。</p>	

第29条 本会に基金を設けることができる。その運用は細則に定める。	第25条 本会に基金を設ける。その運用は別に定める細則による。
-----------------------------------	---------------------------------

第12章 事務局	
第30条 本会に、事務局を置く。 2 事務局は、同窓会の事務全般を担当する。	
第31条 事務局に事務局長を置く。また、必要に応じて事務局員を置くことができる。 2 事務局長は、普通会员の中から会長が推薦し、常任幹事会の承認を経て就任する。 3 事務局長は、役員会および常任幹事会に出席する。必要であれば、委員会に出席することができる。 4 事務局員は、会長および事務局長が選考し採用する。 5 事務局長および事務局員は、原則として役員および幹事を兼務できない。 6 事務局員の労務管理は事務局長が行う。 7 事務局長および事務局員は1年単位の業務委託とし、毎年6月30日までに委託契約を締結する。委託費等の契約条件は常任幹事会の承認のもと会長が提示する。	
第32条 事務局運営にかかる経費支出は、細則の定めにより事務局長が行い、財務委員会委員長に報告する。	

第13章 細則	第11章 細則
<p>第33条 本会の運営に関し必要な細則は、この会則に反しない限り、常任幹事会の出席者の3分の2以上の賛成によって制定・改廃することができる。</p> <p>2 役員選出に関する細則と会費等に関する細則の変更は、第35条で定める会則変更の手続きを必要とする。</p>	<p>第26条 本会の運営に関し必要な細則は、この会則に反しない限りにおいて常任幹事会の出席者の3分の2以上の賛成によって制定・改廃することができる。</p>
<p>第34条 細則を制定又は改廃したときは、次期の幹事総会において報告しなければならない。</p>	<p>第27条 常任幹事会は細則を制定又は改廃したときはその結果を次期幹事総会において報告しなければならない。</p>
第14章 附則	第12章 附則
<p>第35条 本会則は常任幹事会および幹事総会において出席者(委任状を含む)の3分の2以上の同意を得なければ変更することはできない。</p>	<p>第28条 本会則は幹事総会出席者(委任状含む)の3分の2以上の同意を得なければ変更することはできない</p>
<p>第36条 この会則は2019年6月1日から施行する。</p>	<p>第29条 この会則は平成18年4月1日から施行する。</p>